

件名	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例		
主管課	障がい福祉課		
根拠法令等	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）（平成29年2月9日公布・平成29年4月1日施行） 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）		
<p>【改正の概要】</p> <p>指定通所支援事業等の指定基準については、児童福祉法に基づき、地方自治体が条例で定めることとされているが、県条例の根拠となる指定通所支援の事業等の基準に関する厚生労働省令が改正されることに伴い、県条例についても国に準じて改正する。</p> <p>放課後等デイサービスの質の向上</p> <p>放課後等デイサービスの人員配置基準について、置くべき従業者を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者とし、そのうち半数以上を、児童指導員又は保育士としなければならないことや、放課後等デイサービスの事業者が、提供するサービスの質の評価及び改善を行う際の事項を定めるとともに、その評価及び改善の内容を公表しなければならないこと等を規定する。</p> <p>【改正の対象となる条例】</p> <table border="1" data-bbox="204 1144 1422 1238"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 1144 1422 1182">条 例 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 1182 1422 1238">愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）</td> </tr> </tbody> </table>		条 例 名	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）
条 例 名			
愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第51号）			
施行日	平成29年4月1日		
<p>【その他参考事項】</p> <p>放課後等デイサービス</p> <p>学校の授業の終了後又は学校の休業日において、事業所に通わせて、障がい児が生活能力向上のために必要な訓練を行い、また社会との交流を図ることができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うもの</p>			